

訴 状

[収入印紙貼付]

平成 23 年 3 月 28 日

東京簡易裁判所御中

〒150-0002 東京都 渋谷区[〒]

原 告

電 話 (

ファックス

〒108-0072 東京都千代田区内幸町 1-1-3

被 告 東京電力株式会社

右代表取締役 清水正孝

慰謝料請求事件

訴訟物の価格	金 100,000 円
貼用印紙額	金 1000 円
予納郵券	金 6000 円

第 1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し金 100,000 円およびこれに対する平成 23 年 3 月 11 日から支払完了まで年 6 パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決ならびに仮執行宣言を求める。

第 2 請求の原因

I 原子力発電所の建設と被告の態度

- 1 原告は、福島県双葉郡大熊町に福島第1原子力発電所を建設し、昭和45年11月17日より稼働させた。
- 2 被告は、原子力発電所を建築するに当たり、災害にも十分対応できる安全性であることを積極的にアピールしており、このような事故がおこらないように十分な対策を講じるべきであった。
- 3 もしくは、一部の論者が指摘していたように、現実的に地震国日本においてかような重大な事故を防ぐ対策が不可能であれば、原子力発電所の建築を断念すべきであった。
- 4 さらに当該原子力発電所は、1978年11月に臨界事故、2010年6月に冷却不全事故など複数回の重大事故を引き起こしており、危険性が明らかであった。しかし、そのことが周知となれば被告への批判および廃炉への圧力が高まることは当然の帰結であり、それらを避けるため、被告は事故を隠匿しようとしていた。

II 地震による被害

- 1 前述のような危険を有した不適切な原子力発電所である福島第一原子力発電所は、平成23年3月11日に起こった、いわゆる東日本大震災により故障し、以後放射線および放射性物質を拡散させ続けた。
- 2 当該故障による放射線および放射性物質の拡散が、状況により人体に被害が生じるレベルとなる危険性が否定できない状況となり、連日マスコミのニュース等で報道され続けた。
- 3 被告は、情報公開に対する態度に日本国政府および国際機関からも批判を浴びるような態度であり、結果的に国民は正確な情報を得られないなかで恐怖感と不安と疑心暗鬼などが高まった。

III 原告の被害

- 1 これら被告が引き起こした事故、被告の情報公開への態度、およびそれらの結果としてのマスコミ報道などにより、原告は極度の不安感、恐怖感をもたらされ、精神の安定を害された。その精神的苦痛は金銭にかえがたいものではあるが、強いて金銭評価するならば金50万円を下回ることはない。よって、その慰謝料の一部として金10万円を請求する。

添付書類

1 商業登記簿謄本 1通

(以上)